

## 戸田市文化芸術推進条例

市は、豊かな荒川の流れとうるわしい武蔵野の大地を故郷とする緑豊かなまちです。古くから、戸田の渡しとして知られる戸田渡船場を中心とした物流の拠点として発展し、その長い歴史と風土の中で、多様な文化芸術を育んできました。なかでも、文化芸術の持つ創造性や人と人をつなぐ力は、私たちの暮らしを彩り、生きる活力となってきました。

こうして、今日まで発展してきた市の文化芸術を継承し、更に発展させ、また、新たに創造していくことは、私たちの生活や子どもたちの成長にとってなくてはならないものです。

ここに、市における文化芸術に関する施策の基本理念を定め、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで、心豊かな市民生活と魅力ある地域社会の実現を目指し、この条例を制定します。

### (目的)

第1条 この条例は、文化芸術基本法（平成13年法律第148号）の趣旨を踏まえ、文化芸術活動の促進を旨とした文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び文化芸術団体の役割を明らかにし、相互の連携の強化を図るとともに、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって心豊かな市民生活と魅力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 次に掲げるものをいう。

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に通勤し、又は通学する者

ウ 市内で事業を営む者

エ 町会・自治会その他の地域における公共的活動を行う団体

オ 市内で奉仕活動その他の社会貢献活動を行う個人又は団体

(2) 文化芸術 次に掲げる芸術等であって、鑑賞の対象となりうる表現や技芸をいう。

ア 文化芸術基本法（以下「法」という。）第8条に規定する芸術

イ 法第9条に規定するメディア芸術

ウ 法第10条に規定する伝統芸能

エ 法第11条に規定する芸能

オ 法第12条に規定する生活文化及び国民娯楽

(3) 文化芸術活動 文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することをいう。

(4) 文化芸術団体 市内において文化芸術活動を行っている団体及び市の文化芸術に関係する団体をいう。

(基本理念)

第3条 文化芸術に関する施策（以下「施策」という。）の推進に当たっては、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

(1) 文化芸術活動を行う市民及び文化芸術団体の自主性が十分に尊重されること。

(2) 文化芸術活動を行う市民及び文化芸術団体の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されること。

(3) 全ての市民が、その年齢、性別、障害の有無等にかかわらず等しく、文化芸術活動に取り組むことができる環境の整備が図られること。

(4) 多様な文化芸術の保護及び発展が図られること。

(5) 文化芸術活動を行う市民及び文化芸術団体の相互の連携が図られること。

(6) 市民及び文化芸術団体の意見が施策に反映されるよう十分配慮されること。

(7) 文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、まちづくりにおける各分野の施策との積極的な連携が図られること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 市は、施策の実施に当たっては、市民及び文化芸術団体の協力を求め、又は市民及び文化芸術団体の人材、情報その他の資源を活用するよう努めるものとする。

3 市は、施策を推進するため、財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

4 市は、施策を推進するため、文化芸術活動に係る環境の整備に努めるものとする。

5 市は、施策を推進するため、文化芸術活動に係る周知が図られるよう努めるものとする。

6 市は、市が行う他の施策の推進においても、文化芸術活動の促進を図る視点を取り入れるよう努めるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、地域社会の一員として、文化芸術の果たす役割と自らがその担い手であることを意識するとともに、相互の文化芸術を尊重しつつ、その推進に寄与するよう努めるものとする。

(文化芸術団体の役割)

第6条 文化芸術団体は、自身の活動の充実を図るとともに、市民の文化芸術活動を主体的に支援することにより、その推進に寄与するよう努めるものとする。

(文化芸術推進基本計画)

第7条 市は、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術の推進に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市は、文化芸術推進基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(審議会)

第8条 この条例に基づく施策の適正かつ円滑な運営を推進するため、法第37条の規定に基づき、戸田市文化芸術推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議する。

(1) 文化芸術推進基本計画の策定、変更及び進行管理に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、施策の推進に関し必要な事項

3 審議会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 専門知識を有する者

- (3) 文化芸術団体を代表する者
- (4) 公募による市民（個人に限る。）
- (5) 市職員
- (6) その他市長が必要と認める者

4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項で定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（文化芸術活動を担う人材の育成、活用等）

第9条 市は、文化芸術活動を担う人材を育成し、活用するとともに、その活躍の場を広げるための環境の整備に取り組むものとする。

（文化芸術活動の充実）

第10条 市は、市民が文化芸術に親しめる機会の充実を図るため、市民及び文化芸術団体の自主的な活動の支援に努めるとともに、参加しやすい環境を整備するものとする。

（文化芸術によるまちづくりの推進）

第11条 市は、教育、子育て、健康、福祉、産業、観光、環境等の分野において、文化芸術を活用することで、課題の解決及び地域の活性化を図り、魅力あるまちづくりの推進に取り組むものとする。

（文化芸術を通じた出会い及び交流の創出）

第12条 市は、文化芸術の発展及び創造を促進するため、世代、地域及び分野を超えた文化芸術を通じた出会い並びに交流の創出に取り組むものとする。

（文化的資産の継承及び活用）

第13条 市は、先人たちの営みによって創造され、保存されてきた有形及び無形の文化財、景観等の文化的資産を次世代に継承するとともに、それらの魅力及び価値を高めるための活用に取り組むものとする。

（委任）

第14条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。